

## 《方向性》

## 患者

- ・ジェネリック医薬品の特性（飲みやすさ、使いやすさの工夫等）や、ジェネリック医薬品の使用が医療費適正化につながり、医療保険制度の維持に貢献することへの認識が必要。資料 1 1

## 医師・歯科医師

- ・医師・歯科医師のジェネリック医薬品に対する不安のなかには、承認審査項目等の制度の違いに対する理解不足に起因するものがあり、ジェネリック医薬品の仕組みに関する理解を深めることが必要。資料 1 2、3-①
- ・ジェネリック医薬品個別の情報（安全性情報等）は、PMDAや国衛研等のホームページに掲載されており、医療安全上確認が必要。資料 1 3-②

## 病院

- ・薬局から受けた銘柄情報が、病院内で処方医まで届くように病院内で体制を作ることが必要。資料 1 5

## 薬局

- ・医師・歯科医師は、使用経験がある医薬品以外は自信を持って勧めることができない場合があるため、薬の専門家である薬剤師に任せたいという意見がある。
- ・薬剤師は、ジェネリック医薬品の特性（飲みやすさ、使いやすさの工夫等）を把握し、初回のみでなく、様々な機会を捉えて、繰り返し丁寧に患者に説明を行い、同意を得ることが必要。資料 1 2、4

## ジェネリックメーカー・医薬品卸

- ・ジェネリックメーカーや医薬品卸は、薬局等が不安を感じている「安定供給」に努めることや「少量単位の提供」の検討が必要。資料 1 6
- ・ジェネリックメーカーは、適応症一覧等医療関係者が必要とする情報を収集し、掲載場所について広く知らせることが必要。資料 1 3
- ・ジェネリックメーカーは、薬剤師がジェネリック医薬品の特性（飲みやすさ、使いやすさの工夫等）を患者に説明するための資材（製剤見本）を提供する等、薬剤師への積極的な支援が必要。資料 1 4